

新たなごみ処理施設等整備基本計画策定他支援業務

公募型プロポーザル質問書回答(令和5年3月10日)

番号	質 問	回 答
1	新たなごみ処理施設等整備構想のパブリックコメントは何時頃の予定でしょうか。	現段階では、令和5年3月末を予定しております。
2	建設予定地（鴻巣市郷地安養寺地内）は、貴組合又は構成市町が所有する土地でしょうか。用地購入の遅れ等により、全体工程が遅延する可能性がありますか。	建設予定地の大半が民有地であり、これから、適宜、用地交渉となります。
3	検討委員会委員への交通費及び委員報酬は、本業務委託費とは別に貴組合にて支払われるものと理解してよろしいでしょうか。	検討委員会委員への報酬は、組合の予算に本業務委託費とは別に計上しています。
4	施設規模の設定に係る廃棄物量の将来予測は実施済みであり、本業務ではその結果を利用すると理解してよろしいでしょうか。	新たなごみ処理施設等整備構想において実施している廃棄物量の将来予測をベースにし、必要があれば、適宜見直しを行うことで考えております。
5	「バイオ等調査」は「基本計画策定」に盛りこむことは考慮しなくてよろしいでしょうか（例えばバイオガス施設整備を組み込む場合、ごみ焼却施設の施設規模やごみ質も大きく変わると思われます）。	バイオ等調査の成果を始め、施設建設に係るさまざまな要素及び諸条件を調査研究検討する中で、基本計画を策定していきます。
6	公募型プロポーザル審査要領P2 2-2参加資格（1）法人に関すること（ケ） 業務実績に「新設又は更新に係る」と記載がありますが、このうち「新設」とは新規整備事業、「更新」とは基幹的設備改良事業に係る業務と理解してよろしいでしょうか。	2-2参加資格（1）法人に関すること（ケ）業務実績の「新設又は更新に係る」の意味については、「新設」はごみ処理施設を新たな土地に建設すること、「更新」は既存施設を建替えることであり、基幹的設備改良事業は含みません。
7	業務実績について 業務実績として令和4年度内に完了する業務を記載することは可能ですでしょうか。	公募型プロポーザル審査要領P2に記載のとおり、参加表明書提出時点において業務が完了しているものに限りです。